

伊達市パブリック・コメント制度実施結果報告書

作成日: 令和6年1月24日

案件名	伊達市元気な子ども・みんなの子育て条例(案)		
公表日	令和5年12月26日		
募集期間	20日間		
担当部・課名	こども部こども未来課施設運営係		
実施結果	提出方法	提出者数	意見数
	持参	1	1
	郵便	0	0
	ファクシミリ	0	0
	電子メール	0	0

■提出された意見とそれに対する市の考え方

No.	項目等	提出された意見等の概要	市の考え方	条例への対応
1	(事業者の役割) 第9条 3ページ 26行目	事業者の役割(2)で、「男性の育児参加に配慮すること。」となっていますが、女性が育児参加するのは当然だという差別意識の誤解が生じる可能性があると思われるので、女性の育児参加に配慮することを含め、「従業員(又は職員)の育児参加に配慮すること。」とした方が良いと考えます。	「令和4年度雇用均等基本調査」(厚生労働省R5.7.31公表)によれば、男性の育休の取得率は17.13%で、前年比3.16ポイント増と過去最高となったものの、女性の取得率80.2%とは依然大きな開きがあります。 伊達市では男性の育児休業取得率及び取得日数の向上、終業後の早期帰宅等を促したく、今般、あえて(2)で「男性」に限定した表記としました。なお、R5.12.22に閣議決定された「こども大綱」においても、「男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大」と、「男性」に特化して表記されているところです。 ご意見のとおり、「育児は女性のもの」という根深い誤解があるのは事実で、早急に改められる必要があると考えます。 市では、家事育児の負担が女性に偏らない意識の醸成を推進して参ります。	左記の考えにより、男性の育児参加を促すため、原文のままとします。